

暫定版

令和6年度

# 山口労働局の重点施策

山口の「働く」をぶち応援！



厚生労働省山口労働局

労働基準監督署・公共職業安定所

<b>第1</b>	<b>最低賃金・賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等</b>	<b>2</b>
<b>第2</b>	<b>リ・スキリング、労働移動の円滑化等の支援</b>	
1	リ・スキリングによる能力向上支援	3
2	成長分野等への労働移動の円滑化	4
3	中小企業等に対する人材確保の支援	5
<b>第3</b>	<b>多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり</b>	
1	フリーランスの就業環境の整備	6
2	仕事と育児・介護の両立支援	6
3	ハラスメントの防止対策、働く環境改善等支援	8
4	安全で健康に働くことができる環境づくり	9
5	多様な働き方、働き方・休み方改革	13
6	多様な人材の就労・社会参加の促進	14
7	就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援	16
○	目的に応じた相談窓口・助成金の相談窓口	17
○	山口県内の労働基準監督署・総合労働相談コーナー	18
○	山口県内のハローワーク・ハローワークの付属施設	19
○	山口労働局の組織	20

最低賃金については、2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指して、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが不可欠です。

また、雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化等を強力に推し進めていかなければなりません。その中でも急務である人手不足への対応として、短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりを支援する必要があります。

## (1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

業務改善や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対し「業務改善助成金」の活用を推進し、賃金引上げを支援します。



## (2) 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金額について、広く周知を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。



## (3) 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

監督署による定期監督等において同一労働同一賃金に関する確認を行った企業に関する情報提供を受けることで、労働局による効率的な報告徴収や指導監督を行い、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

## (4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

パート・アルバイトで働く方が年収の壁を意識せず働くことができる環境づくりを後押しするために新設されたキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」や、非正規雇用労働者のキャリアアップを強化するために拡充された「正社員化コース」をはじめ、各コースの周知・利用勧奨を推進します。

「働き方改革サポートオフィス山口」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、窓口相談やコンサルティング支援、セミナーの実施等、きめ細かな支援を行います。



## (5) ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

雇用保険を受給できない方の安定した就職や、スキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、周知・広報により求職者支援制度の活用を促進します。



## (6) 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知

令和6年4月に施行される「労働基準法施行規則」や、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正を踏まえた無期転換ルールの円滑な運用に向けて、制度の変更点等について周知・啓発を図ります。

# 第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の支援

## 1 リ・スキリングによる能力向上支援

DXの進展など、産業構造の変化の加速化が見込まれる中、リ・スキリング（新しい職業に就くために、あるいは今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために必要なスキルを獲得する（させる）こと）をはじめ、労使協働による職場における学び・学び直しの取組を県内に広めていくことが重要となります。

また、その際には企業向け及び個人向け支援策の両方の周知・活用を図るほか、関係者と連携しつつ、労使のニーズに応じた取組を進めていく必要があります。

### (1) 指定された教育訓練を修了した場合の一部支給による経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援

教育訓練給付において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、電子申請を行うことができることの周知など教育訓練を受講しやすい環境の整備を図ります。

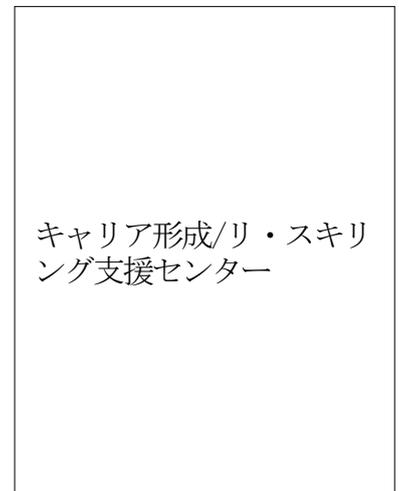
また、山口地域職業能力開発促進協議会を活用して、教育訓練のニーズを把握し、指定講座の拡大により訓練機会を確保します。



### (2) 在職時からの継続的な支援を行うキャリア形成／リ・スキリング推進事業の実施

キャリア形成/リ・スキリング推進事業では、山口市内に「キャリア形成/リ・スキリング支援センター」を設置し、併設する「相談コーナー」において、オンラインを含む相談支援を実施します。

また、ハローワークにおいてはキャリア形成/リ・スキリング支援センターのキャリアコンサルタントが常駐・巡回による相談支援を行います。



### (3) 公的職業訓練のデジタル分野の重点化や訓練修了生等への「実践の場」の提供を通じたデジタル推進人材の育成

ハローワークにおいて、デジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講勧奨を行うとともに、訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図ります。

#### (4) 労働者の主体的なり・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等による企業における人材育成の推進

企業における人材育成を推進するため、人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスクリング支援コース」について、引き続き積極的な活用勧奨を行います。

また、中小企業・小規模事業者における長期教育訓練休暇制度の導入や、労働者の主体的な学び直しを支援するため、賃金助成額等について拡充された「人への投資促進コース（長期教育訓練休暇等制度）」の周知を行います。

## 2 成長分野等への労働移動の円滑化

労働力供給制約に起因する人手不足の問題が顕在化している中、労働市場の機能を強化することにより成長分野等への円滑な労働移動を可能とする環境整備が求められています。

また、若年者の流出等による人口減少が大きな課題となっていることから、山口県外に在住する方の県内就職の促進を図る必要があります。

#### (1) 成長分野や、一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援を通じた成長分野への労働移動の円滑化

就職困難者を成長分野（デジタル・グリーン）において雇い入れた事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金「成長分野等人材育成確保・育成コース」の積極的な周知を行うことにより、成長分野への労働移動や賃上げを促進していきます。

#### (2) 職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性向上

Job tag（職業情報提供サイト（日本版O-NET））を活用した求職者の職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、Job tagが労働市場のインフラとして効果的に機能するよう、積極的な周知を行います。

ハローワークにおいては、オンラインによる職業相談・職業紹介を積極的に推進し、求職者の利便性の向上を図ります。



#### (3) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

「雇用対策協定」を締結している地方公共団体（山口県、山口市、下関市、P市）と一層連携し、事業計画に基づき「県内中小企業の人材育成・雇用確保」、「多様な人材が活躍できる取組」など、地域の実情に応じた雇用対策を実施します。

山口県が行う「地域活性化雇用創造プロジェクト」（P）を支援することにより、良質な雇用の実現等を図ります。

R6.3.21  
周南市協定締結式

写真

#### (4) 都市部から山口県への移住に対する再就職等の支援

山口県内にU J I ターン就職を希望する方に職業紹介を行うとともに、山口県と連携した生活関連情報の提供など、ニーズに応じた支援を行います。

また、U J I ターン希望者を対象とした就職面接会を県内複数会場で開催し、マッチング機会の拡大を図ります。

#### (5) 賃金上昇を伴う労働移動の支援

離職を余儀なくされた方の早期雇入れや中高年齢者の中途採用の拡大を行うとともに、前職より5%以上の賃金上昇を検討される事業主に対して、早期再就職支援等助成金の「雇入れ支援コース」及び「中途採用拡大コース」の活用を図ることで、賃金上昇を伴う労働移動を推進します。



### 3 中小企業等に対する人材確保の支援

山口県においては、少子高齢化に加え、若者の県外流出に伴い生産年齢人口が減少する中、特に中小企業においては人手不足が深刻化しており、人材確保の支援に取り組む必要があります。

#### (1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、求人条件の緩和や魅力ある求人票の作成等の助言、事業所訪問等を通じた事業所情報の収集など、求人者支援の充実を図ります。

また、「求人充足強化月間」（仮称）を設定し、各種イベントを開催するなど、求人充足サービスを強化します。

#### (2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

ハローワーク（山口・下関・宇部）の「人材確保対策コーナー」を中心に、山口県人材福祉センターや山口県ナースセンターと連携した求人説明会やセミナーを開催し、人材確保支援の充実を図ります。

また、介護労働安定センター山口支部と連携した求人充足・職場定着の支援を進めてまいります。

#### (3) 医療・介護・保育分野の職業紹介への対応

令和5年2月に山口労働局に設置した『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、相談窓口寄せられた求人者からの職業紹介に関する情報を基に必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努めます。



1 フリーランスの就業環境の整備

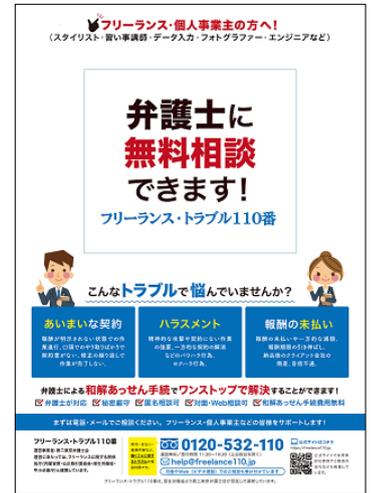
令和6年秋頃に施行が予定されるフリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発及び履行確保を図ることで、フリーランスが安心して働ける環境を整備する必要があります。

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発、  
同法の執行体制や相談体制の充実

フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容について、発注事業者等に対し周知啓発を行うとともに、フリーランスや発注事業者等からの就業環境整備に関する問い合わせに適切に対応します。

フリーランスから発注事業者等とのトラブルについて相談があった際には、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

また、同法の施行後は、フリーランスから法違反に関する申出があった場合には、遅滞なく申出内容を聴取し、発注事業者等に対する報告徴収・是正指導等を行い、履行確保を図ります。



厚生労働省特設ページ

2 仕事と育児・介護の両立支援

少子高齢化が急速に進展する中で、出産、育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現することが重要な課題であり、育児・介護休業法の履行確保等により、仕事と育児・介護の両立支援の取組を促進する必要があります。

(1) 業務を代替する体制整備・柔軟な働き方の導入等も含めた仕事と育児・介護の両立支援の拡充

① 育児・介護休業法の周知及び履行確保

労働者数1,000人超企業における男性の育児休業等取得状況の公表について着実な履行確保を図るとともに、「産後パパ育休」(出生時育児休業)などの両立支援制度を円滑に利用できるよう周知徹底を図ります。

また、育児休業の取得等に関して、労働者の権利侵害や不利益取扱いが疑われる事案については、事業主に対する報告徴収・是正指導等を行います。



## ② 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

「産後パパ育休」のほか、「パパ・ママ育休プラス」や「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度について周知を行い、制度の活用につなげます。

育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や代替要員の新規雇用による業務の代替を支援する「育休中等業務代替支援コース（P）」や、育児期の柔軟な働き方に関する制度等の導入を支援する「選べる働き方制度支援コース（P）」が拡充された両立支援等助成金の活用を推進することで、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。

## ③ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

地域包括支援センター等とも連携した介護休業制度等の周知を行うとともに、両立支援等助成金の活用促進を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図ります。

## ④ 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、労働者数101人以上の義務企業の策定、届出等の徹底を図ります。

あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。



くるみん・えるぼし認定企業認定通知書交付式（令和6年3月）

### <くるみん認定制度とは>

次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定し、行動計画に定めた目標を達成するなどの要件を満たした企業は「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

くるみん認定を受けた企業が、より高い基準を満たすと、特例認定（プラチナくるみん）を受けることができます。



【認定件数】山口 34社（プラチナくるみん6社）、全国 〇〇〇〇社（令和5年12月末現在）

## (2) 子育て中の女性に対するハローワーク等における就職支援の強化

子育て中の女性等を対象としたハローワーク（山口・下関・宇部・徳山）の「マザーズコーナー」を中心に個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うとともに、オンラインでの就職支援サービスやSNS等を活用した就職関連情報を積極的に発信します。



ハローワーク下関マザーズコーナー

**子育て女性等の再就職準備セミナー**

1/25(木) 10:00-12:00

自営と仕事を両立しながら転職を希望する方向けの再就職準備セミナーを開催します！

- 講師による講義、応募書類の書き方等のアドバイス
- ハローワーク・山口県の就職支援メニューについて
- 周南市の子育て支援等について

参加方法 下記いずれかの方法でご参加いただけます。お申し込みにお返えください。

会場：ハローワーク徳山の数会議室 資料はご持参をお願いします。

申込方法 ハローワーク徳山マザーズコーナーへご予約ください。TEL 0834-31-1950

※このセミナーは新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となります。

---

ハローワーク徳山 マザーズコーナー

〒745-0266 周南市大字南175-110-2  
TEL 0834-31-1950  
8:30～17:15（土日祝、年末年始を除く）

LINE公式アカウントで就職活動情報をお届け！  
LINE QRコードをスキャンして登録してください。

### 3 ハラスメントの防止対策、働く環境改善等支援

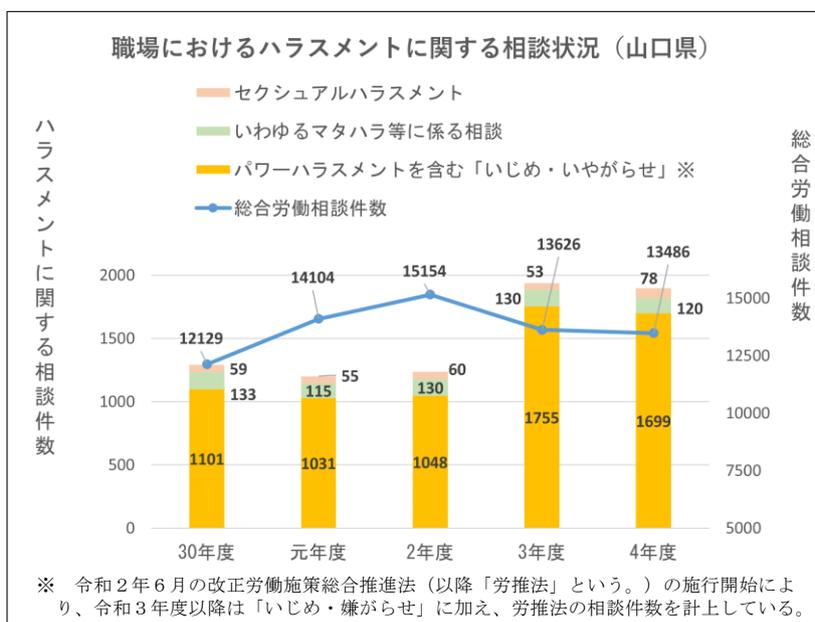
労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づくハラスメント対策措置義務の履行確保を徹底するなど、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する必要があります。

また、誰もが活躍できる就業環境を整備するため、女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表を契機として、女性活躍等をより一層推進する必要があります。

#### (1) 相談支援をはじめとする総合的なハラスメント防止対策の推進

##### ① 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対して厳正な指導等を実施し、法の履行確保を図ります。



**NO ハラスメント** ハラスメント裁判事例、他社の取組などハラスメント対策の総合情報サイト **あかるい職場応援団**

##### ② 職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施及びカスタマーハラスメント対策等の推進

職場におけるハラスメントの撲滅に向けて、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等への周知啓発を実施します。

カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を活用して、企業の取組を促します。



#### (2) 民間企業における女性活躍促進のための支援

労働者数301人以上の事業主による男女の賃金の差異に係る情報公表について、報告徴収等を実施し、履行確保を図ります。

特に、男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における結果として現れるものであることから、これらの男女差が性別を理由とした差別的な取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図ります。

男女の賃金の差異について、要因分析や情報公表を契機とした雇用管理の改善、女性活躍の推進に向けた取組を促すとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を図ります。



“新しい働き方”を見つけるためのヒントがあふかも。  
**女性の活躍推進企業 データベース**  
 女性の活躍推進企業データベースとは、女性活躍推進法に基づき、全国の企業が女性の活躍状況に関する情報・行動計画を公表しています。  
<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

多様な働き方が広がる中、最低基準である労働基準法等の履行確保を図るとともに、第14次労働災害防止計画に基づいた安全衛生対策の取組を推進することが重要です。

## (1) 長時間労働の抑制

### ① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

各種情報から時間外・休日労働が月80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対しては、監督指導を行います。

11月の「過労死等防止啓発月間」には、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催や過重労働防止キャンペーンの展開などを行い、過労死等防止への理解促進と啓発を図ります。



過労死等防止対策シンポジウム  
(令和5年11月 県教育会館)

### ② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

「働き方改革サポートオフィス山口」によるワンストップ相談窓口において、関係機関や本省が実施する委託事業と連携を図りつつ、窓口相談やコンサルティング支援、セミナーの実施等、きめ細かな支援を行います。

「働き方改革推進支援助成金」の活用により、生産性を高めながら労働時間の短縮や年休の取得促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。

全ての監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、順次施行された改正労働基準法等の周知や、適切な労務管理の支援等を行います。

**働き方改革推進支援助成金とは?**

働き方改革推進支援助成金  
YouTube動画

働き方改革推進支援助成金

生産性向上とともに労働時間の削減等に取り組む  
中小企業・小規模事業者や傘下の企業を支援する事業主団体を支援する制度です

### ③ 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制については、施主や荷主といった取引関係者にとどまらず、国民全体の理解を得ていくが重要であるため、引き続き適用猶予事業・業務の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて、周知を行います。

自動車運転者については、中国運輸局等の関係省庁と連携し、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等を要請するとともに、説明会等において改正後の改善基準告示の丁寧な周知を行います。

医師については、医療機関の勤務環境の改善を図るため、「山口県医療勤務改善支援センター」などと連携して、適切な支援を行う等、懇切丁寧に対応します。

くらし、  
はたらき、  
ともに  
ススめ!

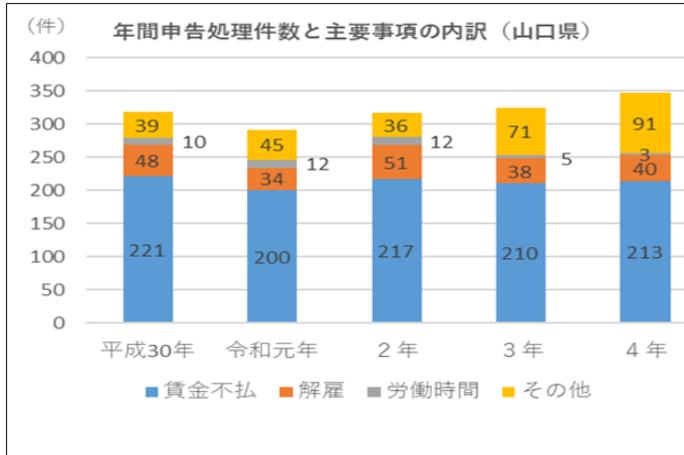
働き方改革  
コンサルティング  
小規模店

2024年4月から  
建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の、  
時間外労働の上限規制が  
適用されます。

## (2) 労働条件の確保・改善対策

### ① 法定労働条件の確保等

基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立、定着のために、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。



事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト  
スタートアップ労働条件

厚生労働省では、基本的な労務管理、安全衛生管理を設問に答えながらWEB診断できるサイトを設けています。

また、36協定届や就業規則をWEB上で作成することができる作成支援ツールも利用できます。

作成支援ツール  
・36協定届  
・1年単位の変形労働時間制に関する書面

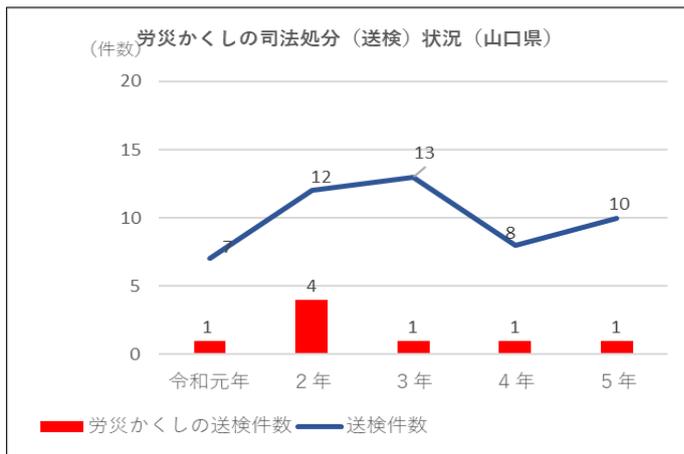
就業規則作成支援ツール

### ② 労働契約関係の明確化

労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する省令改正が令和6年4月に施行されることをはじめ、労働契約関係の明確化のための制度見直し等について周知・啓発を図ります。

### ③ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。



労災かくしは犯罪です。

労災かくしは犯罪です。

事業者は、労働者が労働災害によって休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

労働災害に健康保険は使えない、使わない。労働災害の発症は労災保険で!!

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>

## (3) 第14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

### ① 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

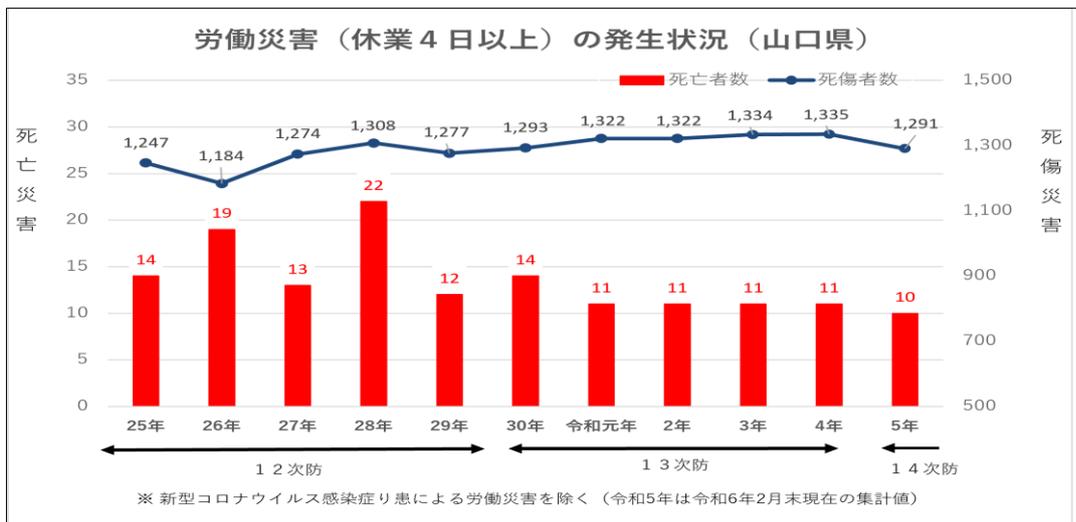
安全衛生対策に取り組む必要性や意義のほか、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなること等について、積極的に周知啓発を図ります。

## ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の労働災害防止のため、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする「山口県SAFE協議会」の運営や、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、県内の労働安全衛生に対する機運醸成を図ります。

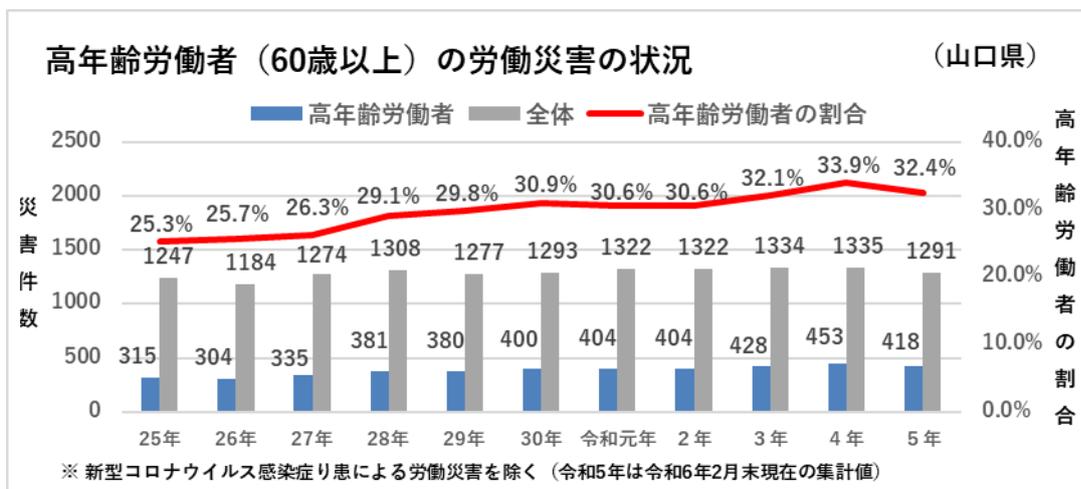


小売業SAFE協議会  
(令和6年2月)



## ③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。



## ④ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業については、荷の積卸し作業時の昇降設備の設置や保護帽の着用、テールゲートリフターによる荷役作業に係る特別教育の実施等について周知徹底を図るほか、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を図ります。



建設業については、一側足場の使用範囲の明確化及び足場の点検を行う際の点検者の指名、「手すり先行工法に関するガイドライン」等について周知徹底を図ります。

製造業については、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進します。



関係機関との合同パトロール  
(令和5年12月)

## ⑤ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス対策が各事業場で適切に実施されるよう指導を行うとともに、労働者及び労災保険特別加入者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知を行います。

また、労働局に設置する「山口県地域両立支援推進チーム」における取組を計画的に推進し、治療と仕事の両立支援に係る効果的な連携と一層の促進を図ります。

## ⑥ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

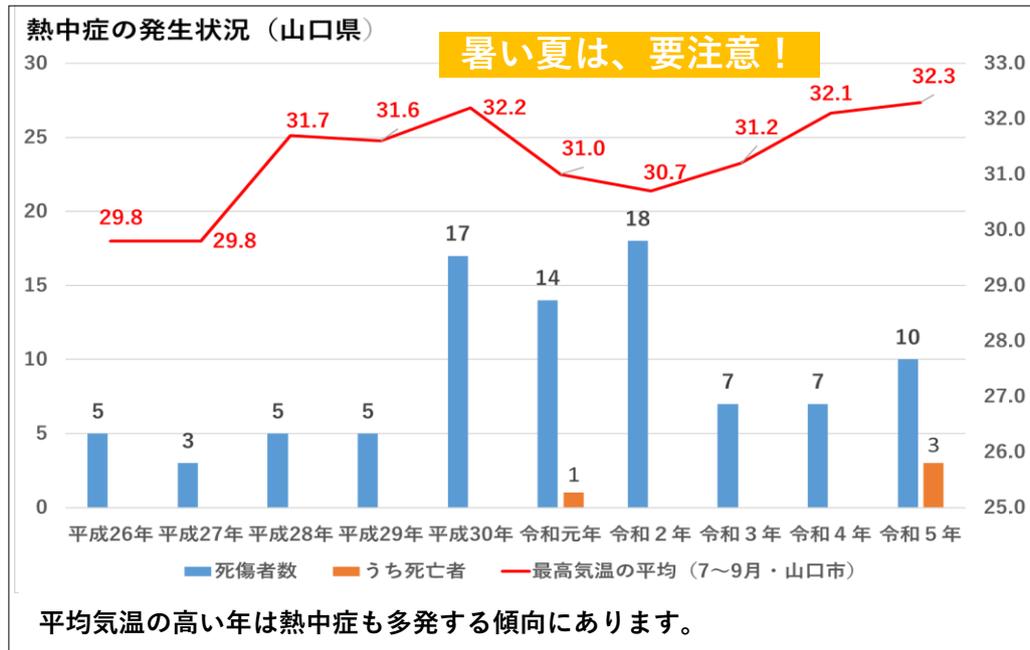
新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、その適正な運用に向けて周知を図ります。

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による事前調査及び石綿除去等作業時におけるばく露防止措置等の徹底を図るほか、リフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度の周知を行います。

## ⑦ 職場における熱中症対策の徹底

職場における熱中症の予防について、3月の早い時期からリーフレット等により周知を開始するとともに、5月から9月までの「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を通じて、関係業種・関係事業者団体等に対して熱中症対策を促進します。

**STOP!熱中症**



## 5 多様な働き方、働き方・休み方改革

少子高齢化や生産年齢人口の減少といった課題に対応するため、多様な人材が個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択し、活躍できる環境を整備することが重要であり、各企業において、働き方・休み方改革の推進に取り組む必要があります。

### (1) 適正な労務管理下におけるテレワークの推進

適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図るため、人材確保等支援助成金「テレワークコース」の相談・申請があった場合は、懇切丁寧に対応します。

また、相談があった企業等に対し、「テレワークガイドライン」に沿った助言やテレワーク相談センターの紹介を行うなど、企業のテレワーク環境の整備を支援します。

### (2) 勤務間インターバル制度導入促進のための支援の実施

勤務間インターバル制度について、導入マニュアルや中小企業が活用できる働き方改革推進支援助成金を活用して、時間外労働の削減等に取り組む中小企業への導入促進を図ります。

### (3) 年次有給休暇の取得促進に向けた働き方の見直し及び選択的週休3日制の普及促進のための支援等の実施

年次有給休暇の取得促進に向けて、時季指定義務の周知徹底を図るとともに、計画的付与制度・時間単位の年次有給休暇制度の導入促進を行うほか、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行います。



少子高齢化の進行による人口減少に対応するため、高齢者が年齢に関係なく働くことができる環境の整備、障害者の多様な就労ニーズへの対応、雇用の質の向上を目指す就労支援に取り組む必要があります。

### (1) 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

#### ① 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入に向けた意識啓発等を行います。

#### ② ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

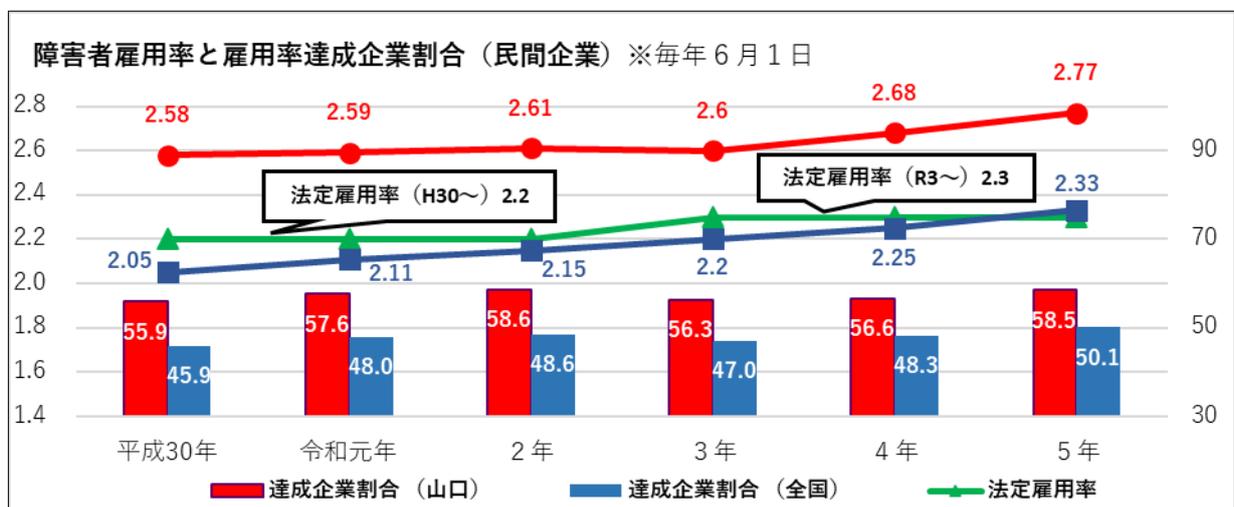
ハローワーク（山口・下関・宇部・防府・徳山・岩国）の「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた支援を行うほか、産業雇用安定センター山口事務所において実施している「高齢者退職予定者キャリア人材バンク事業」について周知を行います。



### (2) 障害者の就労促進

#### ① 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援

法定雇用率の引上げにより、今後増加が見込まれる障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業に対し、関係機関と連携したチーム支援を行い、未達成の解消を図っていきます。



## ② 改正障害者雇用促進法の円滑な施行

改正障害者雇用促進法により、新たに実雇用率の算定対象となる特定短時間労働者（※）や障害者雇用ゼロ企業等を支援する障害者雇用相談援助助成金などについて周知するセミナーを県内で実施します。

※週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいいます。

## ③ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに設置された専門の担当者が多様な障害特性に対応した就業支援を関係機関と連携して推進していきます。

また、山口県が行っている障害者委託訓練や他県が実施している障害者向け職業訓練の周知や受講勧奨等を行います。

### <もにす認定制度とは>

障害者の雇用の促進や安定に関する取組などが優良な中小企業を、障害者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「もにす認定事業主」として認定しています。

【認定件数】山口 6社、全国 372社（令和5年12月末現在）〇〇〇〇年度



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

とも に す す む

という思いをこめて、愛称を“もにす”と名付けました。

## (3) 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

### ① 外国人求職者等に対する就職支援

#### ア 外国人留学生等に対する相談支援の実施

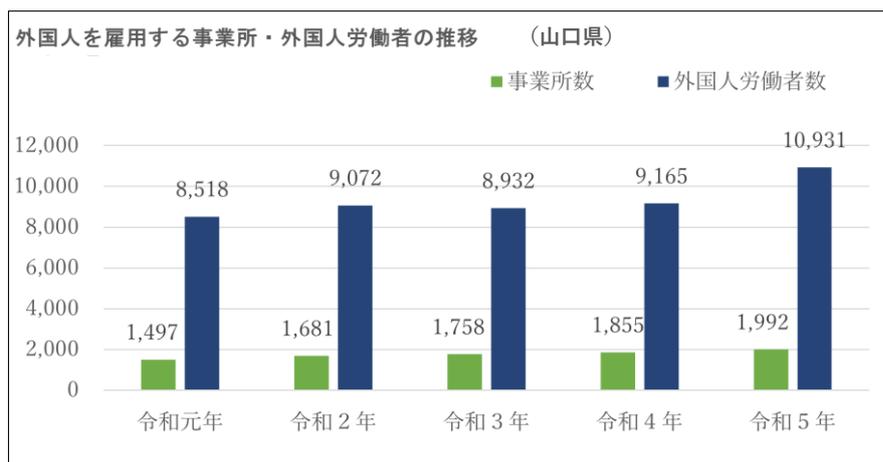
山口新卒応援ハローワーク及び各ハローワークにおいて、大学等と連携を図りながら外国人留学生等のニーズを踏まえたセミナー・面接会の開催やインターンシップ等に関する情報提供等の就職支援を実施します。

#### イ 定住外国人等に対する相談支援の実施

ハローワークにおいて、求職者担当者制による職業相談や個々の外国人求職者の特性に応じた求人開拓等に取り組みます。

### ② 外国人の労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

ハローワークによる事業所訪問や労働局・山口県と連携したセミナーの実施を通じて、適正な雇用管理に関する助言・援助等を行います。



## 7 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

いわゆる就職氷河期世代は、バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、現在も様々な課題に直面している方がいます。そのため、就職氷河期世代支援「第二ステージ」の2年目に当たる令和6年度においても、引き続き就職氷河期世代の抱える固有の課題や企業や地域の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援に取り組む必要があります。

### (1) 就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口等における就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の推進

専門窓口を設置しているハローワーク宇部において、担当者制によるチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行います。

### (2) 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援

就職氷河期世代も含め、就労に当たり課題を有する方々に対し、地域若者サポートステーション（下関市、宇部市、防府市、周南市）において、地方公共団体と連携しながら職業的自立に向けた継続的な支援を推進します。

**キャリアアップ応援コーナー**

就職氷河期世代支援窓口とは？  
雇用環境が厳しい時期に就職活動をしたモデル世代求職者（おおむね35歳～55歳）の方の就職活動をサポートする窓口です。

**対象者**

- 概ね過去3年間に正社員としての雇用期間が満1年以下の方
- 非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い方
- 就業経験が少ない方 など

**支援内容**

- 担当者制による個別支援
- 就職氷河期世代限定（特設）求人情報のご案内
- 応募書類の作成支援
- 面接のトレーニング
- 応募前職場見学のご案内
- 職業訓練（ハローレニーン）のご案内
- 職場実習のあっせん
- 各種セミナー・面接会の開催

「知っちゃう？ 正社員就職を応援してくれる窓口もあって」

仕事探しから就職まで、お困りごとを一つ一つ解決して、安定就労を目指しませんか？

**ハローワーク宇部**  
宇部市志保2丁目4-30  
☎0836-21-0164 (41号)  
ご利用時間 月～金 8:30～17:15  
土・日はお休みです

**サポステはこんなところ**

学生が卒業後最初の支援機関である「サポステ」は、働くことに悩みを抱えている15歳～19歳までの方たちとじっくり向き合い、「働き出す力」の習得を支援、就職後の職場定着まで、全体的にバックアップしていきます。

**就労支援プログラム** 「働き出す力」が身につく無料の各種支援。他にも多様なプログラムを用意しています。

- コミュニケーション講座** 人との関わり方を学び、企業に対する苦手意識を克服。
- ジョブトレ（就業体験）** 希望や状況に合わせて、いろいろな仕事を見学・体験。
- ビジネスマナー講座** 社会人の基本であるビジネスマナーを習得。
- 就労セミナー** 面接対策や履歴書指導など、就職のノウハウを学びます。
- 集中訓練プログラム\*** 習得などを通じて、生活リズムや就業意欲を身に付けられます。一部のサポステで実施。
- パソコン講座** 就職活動や仕事に役立つパソコン操作を習得。

**サポステ利用の流れ** まずは、どんなことでもお気軽にご相談ください。ご相談からのお問い合わせも大歓迎です。

- 01 予約** 電話またはメールでご予約ください。
- 02 相談が開始** あなたとしっかりと話し合い、解決策を一緒に検討します。
- 03 各種支援** 無料の就労支援プログラム「働き出す力」を身に付けられます。
- 04 就労** 就職活動に必要となる、さまざまな情報を提供します。
- 05 定着支援** 就職後も支援、職場に定着するまで継続してサポートします。

無料就労サポートで「働き出す力」をあなたに。  
**サポステ** 地域若者サポートステーション

※公式ホームページから最寄りのサポステを検索  
※最寄りのサポステに電話やメールで相談  
サポステは全県各所に  
お電話でご相談ください。 サポステ

### (3) 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援

就職活動に多様な課題を抱える求職者に対して、山口新卒応援ハローワーク及び各ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を実施します。

### (4) 正社員就職を希望する若者への就職支援

正社員を希望する若者（35歳未満で就労経験が少ない求職者）を対象に、各ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターの担当者制による職業相談等を通じ正社員就職の実現を図ります。

## 目的に応じた相談窓口

職場のトラブル	山口労働局の相談窓口として「ワンストップサービス」を提供。 解雇理由、配置転換、退職勧奨、労働条件不利益変更、いじめ・嫌がらせ、パワハラ等の労働問題に関する相談	各総合労働相談コーナー 雇用環境・均等室内 各労働基準監督署内
労働条件	解雇、賃金・退職金不払、労働時間、 年次有給休暇等に関する相談	各労働基準監督署 監督課
男女均等、両立支援、 ハラスメント、 非正規雇用	職場の男女均等取扱い、女性の活躍推進、母性健康管理、仕事と 育児・介護の両立支援、パワハラ・セクハラ、いわゆるマタハラ、 パートタイム労働者・有期雇用労働者の均衡待遇等に関する相談	雇用環境・均等室
安全衛生	職場の安全衛生に関する相談 労働者の健康管理に関する相談 安全衛生の免許等に関する相談	各労働基準監督署 健康安全課
最低賃金	最低賃金制度に関する相談	賃金室
就職・雇用	従業員の募集、新規学卒者の募集、仕事探しに関する相談	各ハローワーク 職業安定課
	労働者派遣に関する相談	需給調整事業室
	高齢者、障害者、外国人等の雇用管理に関する相談	各ハローワーク 職業対策課
	職業訓練、求職者支援制度に関する相談	各ハローワーク 訓練課
労働保険	労働保険の加入、申告、納付等に関する相談 ◆労働保険の電子申請 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html</a>	各労働基準監督署 労働保険徴収室
労災保険	仕事中や通勤途上のケガ（職業性疾病を含む）をした時の 労災請求方法や給付に関する相談 労災年金受給者の年金等に関する相談	各労働基準監督署 労災補償課
雇用保険	労働保険の加入、失業給付、育児休業給付、介護休業給付、高年 齢者雇用継続給付、教育訓練給付に関する相談	各ハローワーク
情報公開	行政文書開示請求・保有個人情報開示請求に関する相談	総務課

## 雇用関係助成金の相談窓口

雇用維持関係	・雇用調整助成金	職業対策課 各ハローワーク
再就職支援、 転職・再就職拡大 支援関係	・早期再就職支援等助成金（左記のとおり名称変更予定）	
雇入れ関係	・特定求職者雇用開発助成金 ・地域雇用開発助成金 ・トライアル雇用助成金 ・産業雇用安定助成金	
人材開発関係	・人材開発支援助成金	
雇用環境整備等 関係	・キャリアアップ助成金 ・人材確保等支援助成金（テレワークコース以外） ・人材確保等支援助成金（テレワークコース）	
両立支援等関係	・両立支援等助成金	雇用環境・均等室

## 労働条件等関係助成金の相談窓口

生産性向上等を通じた最低賃金 の引上げを支援	・業務改善助成金	雇用環境・均等室
労働時間等の設定改善を支援	・働き方改革推進支援助成金	
受動喫煙防止対策を支援	・受動喫煙防止対策助成金	健康安全課



## 山口県内のハローワーク・ハローワークの付属施設

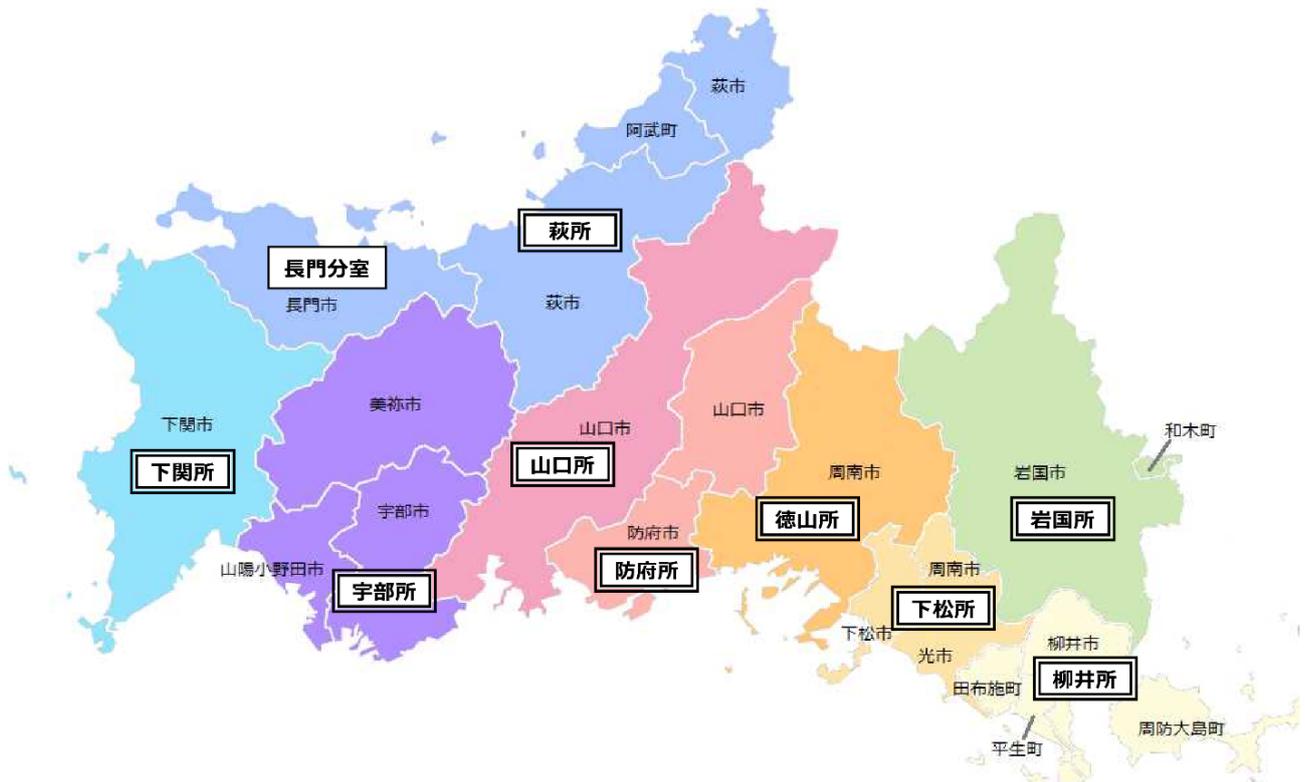
名称	所在地	電話番号
山口公共職業安定所	〒753-0064 山口市神田町1-75	083-922-0043
下関公共職業安定所	〒751-0823 下関市貴船町3-4-1	083-222-4031
大和町庁舎	〒750-0066 下関市東大和町2-3-6	083-266-4151
宇部公共職業安定所	〒755-8609 宇部市北琴芝2-4-30	0836-31-0164
防府公共職業安定所	〒747-0801 防府市駅南町9-33	0835-22-3855
萩公共職業安定所	〒758-0074 萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎	0838-22-0714
長門分室	〒759-4101 長門市東深川1324-1	0837-22-8609
徳山公共職業安定所	〒745-0866 周南市大字徳山7510-8	0834-31-1950
下松公共職業安定所	〒744-0017 下松市東柳1-6-1	0833-41-0870
岩国公共職業安定所	〒740-0022 岩国市山手町1-1-21	0827-21-3281
柳井公共職業安定所	〒742-0031 柳井市南町2-7-22	0820-22-2661
山口新卒応援ハローワーク	〒754-0041 山口市小郡令和1-1-1	083-973-8080
ハローワークプラザ下関	〒750-0025 下関市竹崎町4丁目3-3 JR下関ビルripie（リピエ）2階	083-231-8189
山陽小野田市地域職業相談室	〒756-0057 山陽小野田市大字西高泊1259-1(令和6年4月30日まで) (山陽小野田市雇用能力開発支援センター内)	0836-81-4511
	〒756-0824 山陽小野田市中央2丁目3番1号Aスクエア2階 (令和6年5月1日以降)	

ハ  
ロ  
ー  
ワ  
ー  
ク

- 1 仕事をお探しの方へのサービス
  - ①職業相談、職業紹介
  - ②求人情報の提供
  - ③雇用保険の給付
  - ④職業能力向上のための職業訓練等の相談

- 2 事業主の方へのサービス
  - ①求人の受付・人材の紹介
  - ②雇用保険の適用

◆ハローワークインターネットサービス  
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



## 山口労働局の組織

〒753-8510				
山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎 2号館			<b>電話番号</b>	
総務部	総務課	6F	083-995-0360	
	労働保険徴収室	5F	083-995-0366	
雇用環境・均等室		5F	083-995-0390	
	総合労働相談コーナー	5F	083-995-0398	
労働基準部	監督課	6F	083-995-0370	
	健康安全課	6F	083-995-0373	
	賃金室	6F	083-995-0372	
	労災補償課	6F	083-995-0374	
職業安定部	職業安定課	7F	083-995-0380	
	需給調整事業室	5F	083-995-0385	
	山口労働局電子申請事務センター (宇部公共職業安定所内)			0836-39-5982
	訓練課	7F	083-995-0387	
	職業対策課	7F	083-995-0383	